

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年六月十九日法律第七十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。